神戸市民が豊かな芸術文化を 創作発表・鑑賞するための助成

^{令和6年度上半期} 利用の手引

芸術文化 活動的成



申請受付期間: 令和6年2月20日(火)~2月27日(火)

応 募:原則、電子メール

アドレス: bunka-katsudou@office.city.kobe.lg.jp

事業実施期間 : 会場費補助

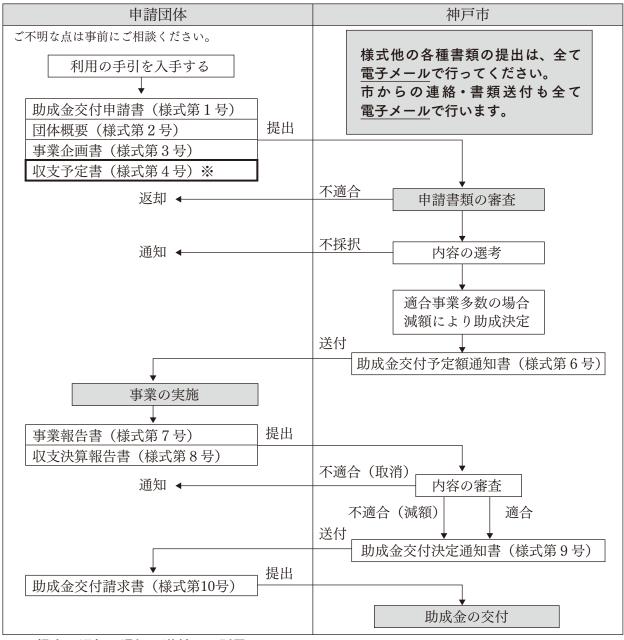
令和6年4月1日~令和6年9月30日の実施分(上半期)

77 神戸市

芸術文化活動助成について

豊かな芸術文化活動の振興を図るために、市民の皆さんが日頃、グループや団体として創作発表・鑑賞する活動に対する幅広い支援を目的として、「会場費補助」の助成制度を設けています。

助成制度全体の流れ



- ※ 提出、返却、通知、送付は原則電子メールで。 (電子メールで送付できない場合のみ郵送)
- ※ 収支予定書(様式第4号)については、入場料・参加料が有料の事業のみ提出。
 - ■申請にあたっては神戸市ホームページをご参照ください

神戸市 芸術文化活動助成

検 索

今期の募集について

対象事業の実施期間

会場費補助 令和6年4月1日~令和6年9月30日の実施分(上半期)

*例えば9月30日に始まり10月1日に終わる場合は、終了日の属する期間(下半期)で申請してください。

対 象 団 体

所在地(活動拠点)が神戸市内にあり、音楽、美術、演劇、舞踊などの創作発表活動または鑑賞提供事業を継続的に行っている「創作発表団体」または「鑑賞提供団体」で、神戸市在住者が5名以上いる団体

- ○「1団体につき1年度1事業」を利用限度とします。同一年度内で複数の申請はできません。
- ○公共団体、公共的団体、営利企業、個人活動等は対象外。
- 〇申請受付期間の初日において、**1年以上の活動歴が必要。**

以下の団体は活動歴を問いませんが、授業やゼミなどの学校行事は対象外です。 「神戸市内に本部を置く大学・短期大学において、学生を中心として組織される学内団体 (原則として大学が公認する団体であること)」

対 象 事 業

対象団体が神戸市内で主催して行う事業で、

- ①創作成果や活動成果を発表する事業
- ②芸術家や芸術団体などを招いて鑑賞の機会を提供する事業

【対象となる事業の例】

- ○音楽(クラシック、吹奏楽、ジャズ、合唱、民族音楽、邦楽など)
- ○美術(絵画、彫刻、写真、書道、工芸など)
- ○演劇(創作劇、能・狂言、人形劇など)
- ○舞踊(日舞、洋舞、民族舞踊、創作舞踊など)
- ○その他(映画、茶華道など)

【対象とならない事業】 下線部分は令和6年度から追加

- ○宗教的活動・政治的活動・営利(事業収支が黒字となるもの等)を目的とした活動
- ○コンクール・コンテスト・公募展等で受賞者に賞金を出すもの
- ○教室やカルチャーセンターなどの営業活動の一環として行われる発表会
- ○団体内部の者に出演料・謝礼等を支払うもの
- ○団体の関係者が所有・運営する会場で行うもの
- ○物販や飲食を伴うもの
- ○一般市民が入場・見学できないもの
- 〇神戸市または神戸市の外郭団体等から他の助成を受けているもの(会場使用料の減免 を含む)
- ○その他助成にふさわしくないと判断した場合 など

提出書類一覧

	名 称	 様 式	 会場費補助 	提出チェック
申請のとき	助成金交付申請書	第1号	0	
	団体概要	第2号	0	
	事業企画書	第3号	0	
	収支予定書 (入場料・参加料が有料の 事業のみ必要)	第4号	0	
	【添付資料】 ■「会場使用料」及び「付点なる資料(予約確認書、名用料明細など) ■団体の規約・会則(学内) ■過去の活動資料 一般向けのチラシ、案内・請受付期間の初日から1名きるもの。 ただし、活動歴を問わなりは大学が公認しているこ	会場使用料金表 団体は不要) はがき、プログ 年以上前の活動 い <u>大学の学内団</u>	、付属設備使 ラムなどで申 状況が確認で 体である場合	
事業計画変更のとき	計画変更(辞退)届	第5号	0	
事業を辞退するとき	計画変更(辞退)届	第5号	0	
事業報告のとき	事業報告書	第7号 *	0	
	収支決算報告書	第8号 *	0	
	【添付資料】 ■領収書・明細書のコピー 事業実施日がわかるように 証等のコピーを添付してくた 属設備については、明細 認できる資料を添付してくた	ださい。会場付 書等内訳の確	〇 (会場費、会 場付属設備 のみ。対象 経費以外は 不要)	
	パンフレット・チラシなど			
	会場写真(入口看板・公演の様子など事 業実施が確認できるもの)			
助成金請求のとき	助成金交付請求書	第 10 号 *	0	

^{*}様式第7・8・10号は後日電子メールで送付します。この手引きには入っておりません。

■各種様式書類は神戸市ホームページから入手できます

神戸市 芸術文化活動助成

検索!



会場費補助について

助成の条件

所在地(活動の拠点)が神戸市内にある団体が、神戸市内で行う事業であること。

助成の対象

注:会場付属 設備のみの助成は できません

【対象となる費用】ただし、事業本番当日の費用のみ

- 会場使用料
- 会場付属設備使用料(舞台装置・音響設備・照明設備・楽器等)使用料
- ・野外行事(例:野外コンサート、ストリートパフォーマンスなど。ただし、関係機関への必要な届出等を経ていること)の設備(舞台装置・音響設備・照明設備・楽器等)使用料及び設営・警備に係る人件費(設営に関しては搬入・搬出にかかる費用は対象外)

【対象とならない費用】

- ・人件費(舞台人件費・音響人件費・照明人件費・ピアノ調律費等。ただし、野外行事 に係る人件費を除く)
- ・録音・録画費(録音録画に使用した会場付属設備使用料・録音録画機材持込料・持 込器具電源料・録音録画業者の代金等)
- ・控室代(ただし、当日のリハーサル室使用料は対象)、受付用什器(机・椅子等)
- 機材器具の運搬費・駐車場代
- ・チケット発券料・プレイガイド販売手数料等
- 看板製作費
- ・事業開催期間以前の準備に係る使用料(例:本番当日以外の練習日や作品搬入等で使用する会場使用料。6日間確保した会場で5日間開催する場合は1日分の会場使用料は対象外)

助 成 額

会場使用料及び会場付属設備使用料等(消費税を含む)の

公的施設の場合 1/3 7

公的施設以外の場合 1/2

と以内で30万円を限度に助成

野外行事の場合 1/2 」

助成金額算定の具体例

- ・A劇団の公演を民間ホールで3日間実施する場合 ホール使用料1日15万円、付属設備使用料1日7万円 (15万円+7万円) ×3日×1/2=33万円 > 30万円→30万円(限度額)を助成
- ・B美術会の展示を公設ギャラリーで1週間行う場合 ギャ**ラリー使用料 1週間 25 万 800 円** 25 万 800 円×1/3 = 8 万 3,600 円 ≦ 30 万円 → 8 万 3,000 円 (**千円未満は切捨て**) を助成
- ・音楽団体Cが野外スペースで1日演奏会を実施する場合
 会場使用料無料、舞台設営費5万円、警備人件費2万円
 (5万円+2万円)×1/2=3万5,000円≤30万円→3万5,000円を助成

申請書の作成・提出

申請書入手方法

申請書類(様式第1号~第4号)のデータ(エクセルファイル)は、「神戸市 芸術文化活動助成」のホームページから入手してください。収支予定書(様式第4号)については、入場料・参加料が有料の事業のみ提出してください。

<u>受</u> 付 期 間

令和6年2月20日(火)~2月27日(火)(23時59分受信分まで)

送付

件名を「芸術文化活動助成申請」とし、申請書類及び添付資料(団体の規約、会則、過去の活動資料、積算根拠資料)をファイルで添付の上、<u>電子メールで、下記メールアドレス宛に</u>送付してください。

bunka-katsudou@office.city.kobe.lg.jp

※申請は電子メールでのみ受け付けますが、メールで送付できない場合のみ、郵送で受け付けます

送付先:〒650-8570(住所記載不要) 神戸市 文化スポーツ局 文化交流課「芸術文化活動助成」係 (令和6年2月27日(火) 消印有効)

注 意 事 項

- ・助成金交付申請書(様式第1号)をはじめとする各種様式は、エクセルデータで提出してください(PDF 及び画像データでの提出は不可)。また、様式とともに提出が必要な各種資料(会場費等の積算根拠資料、会の規約等、過去の活動資料)もデータ(こちらは PDF 及び画像データ可)で提出してください。
- ・メールを受発信する PC、携帯電話等は、市からの連絡が<u>常時受信可能な設定</u>にして ください。
- ・メール送信の際は、<u>添付ファイルの容量(5MB まで)に注意</u>してください。容量が 大きすぎると市のメールシステムで不着となったり、添付ファイルが除外されたりす る可能性があります。
- 申請メールが不達となっている場合、市側では分かりませんので、送信後確認のお電話をお架けになることをお薦めします。
- 申請書類で確認ができない場合は、団体の概要や事業の内容について別途調査させて いただくことがありますので、ご協力ください。
- ・ 申請内容に虚偽があった場合、助成金の交付を取り消すことがあります。
- ・申請書の<u>記載内容に不備(未記載を含む)があった場合は、返却いたしますので、修正の上、再度提出</u>してください。
- 申請書類の提出、修正のやり取りなどは、全てメールで行いますので、ご注意ください。

神戸市 芸術文化活動助成 検索 🔀

助成金の決定方法・交付について

助成の決定方法

- 要件審查
- 要件に適合する事業の助成申請額の合計が神戸市の予算を超える場合は、一定割合で 減額して助成金額を決定します。
- ・ 申請内容を審査して助成の適否を決定し、「助成金交付予定額通知書」(様式第6号) を送付します。
- ・ 申請内容や連絡先に変更が生じた場合は「計画変更(辞退)届(様式第5号)」を提出してください。助成金交付申請額の増額変更はできません。

助成金の交付

- ・ 事業終了後、原則として 1 か月以内に「事業報告書」(様式第7号は別途送付)を提出してください。内容の審査後、「助成金交付決定通知書」により最終確定した助成金額をメールでお知らせします。
- ・ 確定後、「助成金交付請求書」(様式第 10 号は別途メールで送付)を提出してください。 その後、指定の口座へ振り込みます。

その他

• 印刷物等を作成するときには、ロゴマーク(右図)等の使用にご協力ください。

「助成金交付予定額通知書」の受領前に印刷する必要がある場合は、「神戸市芸術文化活動助成対象事業(申請中)」)の文言を入れてください。



- ※ロゴマークのデータ(JPG:29KB)は、「神戸市 芸術文化活動 助成しのホームページから入手してください。
- ・神戸市では、日頃の美術活動に対し発表の機会と場を提供するために、1974 年度(昭和 49 年度)から「こうべ市民美術展」を開催しています。 美術分野で活動されている団体宛にご案内をお送りすることがあります。

次回予定

- ・ 次回の募集は令和6年7月頃に行う予定です。会場費補助:令和6年10月1日~翌3月31日事業実施分 (令和6年度下半期分)
- ・阪神・淡路大震災30年に関連する文化芸術事業への支援を実施する予定です。募集時期等は令和6年7月頃を予定しています。

記入例

各項目の太枠内を正確に記入してください

(様式第1号)

神 戸 市 長 あて

新継続の場合受付番号第号規前回: 2023年2024 年2月 20日

このシートは直接入力 できません。 入力用シートに入力 してください

電話番号は日中連絡可能な番号を記入してください。

	団 体 名	アンサンブルあじさい	(,)
	団体所在地	神戸市〇〇区〇〇町・	
	代表者	650-0000	
申	住 所	神戸市00区00町・	
	氏 名	神戸太郎	
請	電話	078-000-0000	必要書類は、連絡先
	連絡先	651-0000	の方へ 電子メール
者	住 所	神戸市〇〇区〇〇町	で送付します。
	氏 名	六甲 花子	
	電 話	078-000-0000	×
	E mail	Hanako-rokkou@offi	ice.city.lg.jp

芸術文化活動助成金交付申請書(会場費補助)

この度、下記事業を開催するにあたり、貴市の芸術文化活動助成を利用したいと思いますので 関係資料を添えて申請します。

なお、当制度を利用するにあたっては、芸術文化活動助成要綱の規定をすべて了承しており、 助成を決定された後においても減額修正又はすべて取り消されても異議は申し立てません。

記

(記入例を参考にして太枠内をご記入下さい)

		(18)	八川で参考にして太什么	, e e 18, () e - ,
行 事 名	第〇回 定期コンサート			
主催団体	アンサンブルあじさい		(2015 年 .	12 月 設立)
共催依頼先	神戸〇〇音楽連盟	後援依頼先	神戸市、神戸市民	文化振興財団
協賛依頼先	〇〇株式会社、〇〇新聞社			
00 /W 40 00	2024 年 6 月	4 日 (火) 開始	開催期間	6 日間
開催期間	2024 年 6 月	9 日(日)終了	(リハーサル日・搬入日	日を含まないこと)
会場	<i>00ホール</i>		施設の種類	公的
会場使用料	* 400,000	助成金交付申請額	千円未満 切捨て 23	33,000 🖽
会場付属	× 200,000	舞台設備 135,000	7 円 音響設備	<i>70,000</i> 円
設備使用料	* 300,000	照明設備 95,000	円 (その他	円)
開催の目的	市民がクラシックに親しむ	音楽鑑賞の機会を提供	するため	
事業の内容	モーツァルト/セレナード第	13番ト長調K.525ほか	5曲を演奏	
一般の入場	可	その他」の場合 ()
入 場 料	<i>有料</i> 有料(一般 1,000 の場合	円 学生	0 円
八物料	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	前売	円 (他)
その他				
関係 資料	■ 団体概要 ■ 事業企画書 ■ (収支予定書) 🔳 規約・会則	リ 過去の活動資料	積算根拠資料

- ※ 積算の根拠となる資料を添付してください(会場使用料金表、付属設備使用明細表など)
- ※ 収支予定書は入場料・参加料が有料の事業のみ提出してください。

記入例

団 体 概 要

ふりがな	あんさんぶる	<i>うあじさい</i>
団 体 名	アンサンブ	ルあじさい
	ふりがな	こうべ たろう
	氏 名	神戸太郎
代表者	/ <u></u>	〒 650-0000
	住所	神戸市〇〇区〇〇町…
	電 話	078-000-0000
団体所在地	神戸市〇〇区	☑○○町・・・・ 団体所在地は神戸市であること。
	ふりがな	ろっこう はなこ 約款、規約、会則で定めがある場
	氏 名	一
事務担当者		〒 651-0000 いる団体は申請はできません。
	住 所 	神戸市〇〇区〇〇町…
	電 話	078-000-0000
会計担当者	氏 名	須磨 一郎
会 計 監 事	氏 名	兵庫 幸子
設 立	201	5 年 5 月 人数 25 人 (うち神戸市在住 20 人)
設立目的	市内における	S室内管弦楽の普及と音楽文化の振興
会費	年 間	10,000 円 その他
入会資格	設立目的を理	理解する18歳以上の演奏家
	2016年 12	月 第1回定期コンサート 於:〇〇ホール
	2017年 6	月 <i>第2回定期コンサート 於:〇〇ホール</i>
主な活動歴	2018年 6	月 <i>第3回定期コンサート 於:○○ホール</i>
	2019 年 6	
	2019年 10	
		月 <i>第5回定期コンサート 於:○○ホール</i>
	2019年 10 年	
主な受賞歴	年 年	月
	<u></u> 年	
	団体の規約・	会則、過去の活動資料(一般向けのチラシ、案内はがき、プログ
添付資料	ラム などで	申請受付期間の初日から1年以上前の活動状況が確認できるもの。
亦 刊 貝 科		っない大学の学内団体である場合は、大学が公認していることが
	確認できる資	資料。

事業企画書

団体名	アンサンブルあじさい
行 事 名 ———————————————————————————————————	第〇回定期コンサート
内容	(公演の場合: 演目、曲目、出演者、スタッフ等の詳細) (展示の場合: 作品の種類、点数、作品名、出品者名等の詳細) ① モーツァルト 「セレナード第13番 ト長調 K.525」 ② モーツァルト 「オーボエ協奏曲 ハ長調 K.314」 ③ モーツァルト 「交響曲第25番 ト短調 K.183」 他 指揮:神戸太郎 オーボエ演奏:江戸幸次郎(日本橋交響楽団オーボエ奏者)
趣旨・目的	 (公演・展示を行う目的、意義、助成による効果等を記入してください) 1 市民にクラシック音楽鑑賞の機会を提供する。特にモーツァルトに関する曲を披露し、モーツァルトづくしで楽しんでいただく。 2 助成していただくことにより、市民に安価で鑑賞していただける。
	(その他、特記すべき事項があれば記入してください) コンサートに、○○福祉施設の20名を無料招待する予定。

記入例

収支予定書(入場料・参加料が有料の事業のみ提出要)

(収入)

摘要	金額	内 訳
神戸市助成金交付予定額	233,000 円	申請書(様式第1号)「助成金交付申請額」に基づく
入場料	300,000 円	単価1,000円 × 300名入場
出展料・参加費	0 円	
協賛金	50,000 円	地域企業から協賛
広告料	30,000 円	パンフレット広告掲載
その他収入(会費充当分含む)	147,000 円	会費より充当
	円	
	円	
合 計	760,000 円	

(支 出)

摘要	金額				内	訳		
会場使用料(開催期間分のみ)	400,000	円	00ホー	-ル1日利用				
付属設備使用料	300,000	_	舞台	135,000	円	音響	70,000	円
(開催期間分のみ)	300,000	0 円	照明	95,000	円	その他		円
印刷費	20,000	円	パンフレ	ット印刷				
通信費・運搬費	20,000	円	パンフレ	ット郵送				
その他経費	20,000	円	ゲスト出	演者謝礼				
		円						
		円						
		円						
合 計	760,000	円						

- 会場使用料に含まれる控室代、付属設備使用料に含まれる録音・録画費、人件費(野外行事を除く)などは 対象外です。
- コンクール・コンテスト・公募展等で受賞者に賞金を出す事業は補助の対象外です。
- 団体内部の者に出演料・謝礼を支払う事業は補助の対象外です。
- 収支の合計は一致させてください。

神戸市長あて

新	継続の場	易合	受付番号	第		号
規	前回:	年	2024 年		月	日

	団 体 名	
	団体所在地	
	代表者	
申	住 所	
	氏 名	
請	電話	
	連絡先	
者	住 所	
	氏 名	
	電話	
	E mail	

芸術文化活動助成金交付申請書(会場費補助)

この度、下記事業を開催するにあたり、貴市の芸術文化活動助成を利用したいと思いますので 関係資料を添えて申請します。

なお、当制度を利用するにあたっては、芸術文化活動助成要綱の規定をすべて了承しており、 助成を決定された後においても減額修正又はすべて取り消されても異議は申し立てません。

記

(記入例を参考にして太枠内をご記入下さい)

					(同し)へ		ちにし C MTM	をこ記入下さいり
行 事 名								_
主催団体						(年	月 設立)
共催依頼先				後援	依頼先			
協賛依頼先								
開催期間		年	月	日	開始		開催期間	日間
		年	月	日	終了	(บ	ハーサル日・搬入日	を含まないこと)
会場							施設の種類	
会場使用料	*				を付申請額	千円未		円
_ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	A		($(\mathbf{A} + \mathbf{B})$	\times 1/3, \times 1/2	切捨	7	
会場付属	*			舞台談	対備	円	音響設備	円
設備使用料	B			照明部	V備	円	(その他	円)
開催の目的								
事業の内容								
一般の入場			Γā	その他」の)場合 ()
3 18 W			→ ₩1 /	7 III V	·般	円	学生	円
入 場 料			有科 ⁽	の場合前	売	円	(他)
その他								
関係 資料	■ 団体概要	事業企	画書 🗖 (月	収支予定書)	■ 規約・会則	□ 過去	長の活動資料 □	積算根拠資料

[※] 積算の根拠となる資料を添付してください (会場使用料金表、付属設備使用明細表など)

[※] 収支予定書は入場料・参加料が有料の事業のみ提出してください。

団 体 概 要

ふりがな					
団 体 名					
	ふりがな				
	氏 名				
代表者	住所	〒			
	電 話				
団体所在地					
	ふりがな				
	氏 名				
事務担当者	住 所				
	電 話				
会計担当者	氏 名				
会計監事	氏 名				
設 立		年	月人数	人 (うち神戸市在住	人)
設立目的					
会 費	年 間		円	その他	
入会資格					
	年	月			
	年	月			
 主 な 活 動 歴	年	月			
	年	月			
	年	月			
	年年年	月日			
	年 年				
主な受賞歴	—————————————————————————————————————	月			
	上 年				
添付資料	ラム などで	申請受付期間の つない大学の学	初日から1年場	向けのチラシ、案内はがき、プ 以上前の活動状況が確認できる 場合は、大学が公認していること	もの。

事業企画書

団体名	
行 事 名	
内容	(公演の場合 : 演目、曲目、出演者、スタッフ等の詳細) (展示の場合 : 作品の種類、点数、作品名、出品者名等の詳細)
趣旨・目的	(公演・展示を行う目的、意義、助成による効果等を記入してください)
	(その他、特記すべき事項があれば記入してください)

収支予定書(入場料・参加料が有料の事業のみ提出要)

(収入)

摘要	金額	内 訳
神戸市助成金交付予定額	円	
入場料	円	
出展料・参加費	円	
協賛金	円	
広告料	Ħ	
その他収入(会費充当分含む)	円	
	Ħ	
	円	
合 計	円	

(支 出)

摘要	金額	内 訳
会場使用料(開催期間分のみ)	円	
付属設備使用料	円	舞台
(開催期間分のみ)	13	照明 円 その他 円
印刷費	円	
通信費・運搬費	円	
その他経費	円	
	円	
	円	
	円	
合 計	円	

- 会場使用料に含まれる控室代、付属設備使用料に含まれる録音・録画費、人件費(野外行事を除く)などは 対象外です。
- コンクール・コンテスト・公募展等で受賞者に賞金を出す事業は補助の対象外です。
- 団体内部の者に出演料・謝礼を支払う事業は補助の対象外です。
- 収支の合計は一致させてください。

	団体名	
	団体所在地	
	代表者	
申	住 所	
	氏 名	
請	電話	
	連絡先	
者	住 所	
	氏 名	
	電話	
	E mail	

計画変更(辞退)届

芸術文化活動助成金交付申請書の内容につきまして、この度、下記のとおり変更が生じましたので届出いたします。

記

1. 行事名 【受付番号】

2. 変更内容



(どちらかを○で囲ってください)

項目	変 更 前	変 更 後
1		
2		
3		

3	. 理由	(該当す	る項目に☑	してく	(ださい))

	業の開催が中止(または延期)となったため
	の助成金(重複使用が認められていないもの)の交付が決定したため
	の他
•	

平成4年7月1日 市民局長決定

(趣旨・目的)

第1条 この要綱は、神戸市民の豊かな芸術文化を創作発表・鑑賞する活動の振興を図るため、芸術文化団体が行う芸術文化活動に要する経費の一部を助成(以下「芸術文化活動助成 – 会場費補助」という。)することに関し、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月神戸市規則第38号)に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(芸術文化団体)

- 第2条 芸術文化団体(以下「団体」という。)とは、団体としての組織を有し、音楽、美術、演劇、 舞踊等の分野において、継続的に創作発表、鑑賞等の活動(以下「創作発表・鑑賞活動」という。) を行っているものをいい、次の分類による。
 - (1) 創作発表団体 継続的に創作発表活動を行っている団体
 - (2) 鑑賞提供団体 市民に対し継続的に鑑賞事業を行っている団体
- 2 前項の団体は、申請時点において1年以上の活動実績を有するものをいう。ただし、市長が特別に認める場合はこの限りではない。
- 3 第1項の団体には、公共団体若しくは公共的団体、又は営利企業は含まないものとする。 ただし、市長が特別に認める場合はこの限りではない。

(芸術文化活動助成-会場費補助)

- 第3条 市長は、団体が神戸市内で行う創作発表・鑑賞活動に要する経費のうち、会場使用料(付属 設備使用料を含む)の1/2(会場に公的施設を使用する場合は1/3)以内の金額を、予算の範囲内で 30万円を限度として、助成する(以下「会場費補助」という。)ことができる。
- 2 野外で行う創作発表・鑑賞活動に要する舞台設営費は、前項の規定に関わらず、1/2 以内の金額を、 予算の範囲内で30万円を限度として、助成することができるものとする。

(重複助成の制限)

第4条 会場費補助は、一団体・一年度・一事業を対象とするものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(助成の要件)

- 第5条 会場費補助の対象となる活動は、次の各号に掲げる要件に適合しなければならない。
 - (1) 芸術性・文化性を備え、神戸市の文化振興に寄与するものであること
 - (2) 広く一般に公開されていること
 - (3) 政治活動又は宗教活動でないこと
 - (4) 営利を主目的とした活動でないこと
 - (5) 神戸市又は神戸市の外郭団体から他の助成・減免を受けていないこと
 - (6) 団体の所在地が神戸市内にあること
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が助成することを必要と認めること

(申請の手続き)

- 第6条 会場費補助を受けようとする団体は、助成金交付申請書に必要書類を添付して、下記の区分 の募集期間に申請するものとする。
 - (1) 各年度前期(4月~9月実施)の対象事業 その前年度の後期(10月~3月)における募集期間内
 - (2) 各年度後期(10月~3月実施)の対象事業 当該年度の前期(4月~9月)における募集期間内

(選考基準)

- 第7条 選考に当たっては、次に掲げる事項を総合的に考慮するものとする。
 - (1) 市民の芸術文化の振興に対する寄与度
 - (2) 芸術文化活動助成 会場費補助の必要性の程度

(助成金交付の予定通知)

- 第8条 市長は、助成の諾否及び助成金の予定額を決定し、申請団体に対して、助成金交付予定額通知書により通知する。
- 2 前項の場合において、会場費補助の申請案件のうち要件に適合する助成金の合計額が予算で認められた金額を超えるときには、減額により助成の諾否を決定するものとする。

(事業の変更等)

- 第9条 前条第1項の助成金交付予定額通知書を受けた団体(以下「助成予定団体」という。)は、当該申請の内容に変更がある場合には、あらかじめ計画変更申請書を市長に提出しなければならない。 (助成金の交付)
- 第10条 助成予定団体は、事業終了後、必要書類を添えて事業報告書を提出するものとする。
- 2 市長は、前項の事業報告書を審査のうえ、助成金の金額を決定し、助成金交付決定通知書により 通知するものとする。ただし、必要と認める場合は助成金交付予定額通知書の額を減額修正するこ とができる。
- 3 市長は、助成金交付決定通知を受けた団体の助成金交付請求書による請求を受けて助成金を支払 うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、主管局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

附則

この要綱は,平成 14 年 4 月 1 日から施行する。 附 則

この要綱は、平成 15 年 2 月 1 日から施行する。 附 則

この要綱は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。 附 則

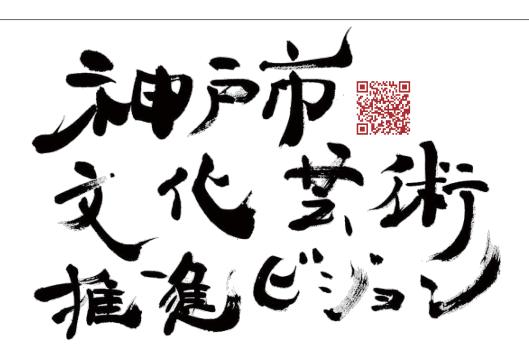
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。 附 即

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。



日本は人口減少社会に突入している。

神戸がこれからも魅力的な街であり続けるために、

「誰かが何かをやってくれる」ことを待っているだけでは足りない。

個人や団体、年齢、性別、国籍、障がいの有無に関わらず、

「私はこれができる」「私はこれがしたい」といった

一人ひとりの自発的なムーブメントこそが、

神戸を面白くし魅力あるまちにする原動力のはず。

暮らしの中にアートが溶け込み、質の高い暮らしを楽しめる街・神戸。

そんな街の魅力を創り出すプレーヤーは、住んでいる私たち自身だ。

市民・企業・アーティスト・行政、

それぞれが「今、自分にできること |を行おう。

決して、文化芸術の灯は消さない。

次世代の神戸のために。

Q |神戸市 文化芸術推進ビジョン

神戸市文化スポーツ局 文化交流課

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5-1

TEL 078 - 322 - 6453 (直通)

FAX 078 - 322 - 6137

Mail: bunka-katsudou@office.city.kobe.lg.jp

HP: https://www.city.kobe.lg.jp/a36708/kanko/bunka/

gyose/support/top.html

